

## 「東御市物価高騰低所得世帯支援金」給付のお知らせ

- 物価高騰低所得世帯支援金は、令和7年度課税において住民税非課税である世帯を支援するための給付金です。世帯員全員が令和7年12月19日時点で東御市に住民票のある世帯が対象です。
- 東御市では、燃料費高騰等の支援金として、一世帯あたり5,000円を給付します。

### 給付金の支給額

支給額：5,000円（1世帯につき）

### 支給の時期

令和8年3月（予定）

### 支給手続き

- 別紙「令和7年度東御市物価高騰低所得世帯支援金支給内容確認書」に記載の口座に給付金が振り込まれます。
- 内容に変更等がなければ、特段の手続きは必要ありません。
- 口座変更、給付金辞退等を希望される場合は、同封の「確認書」に必要事項をご記入の上、添付書類を添えて、令和8年2月20日（金）までに、東御市役所福祉課へご提出ください。

### お問い合わせ

東御市福祉課生活福祉係 TEL 0268-64-8884

受付時間 8:30～17:15 (土・日曜、祝日を除く)

詳しくは東御市HP  
をご覧ください。